最終更新日：2017年6月26日
株式会社ワコム
代表取締役社長 兼 CEO 山田　正彦
問合せ先：TEL 03-5337-6502
証券コード：6727
http://www.wacom.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、グローバルに事業を行う上場企業として法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすこと、経営の透明性と開示内容の信頼性を高めることが、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの利益を守り、かつ長期的・継続的な企業価値の向上を図るための基礎であると考えております。
そのため、企業活動の基本方針として定めた「ビジョン、ミッション、大切にする価値観」の実現を支えるコンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスを継続的に強化できる有効な内部統制システムの構築と運営は、全グループ共通の経営上の最も重要な責務であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則１－４．いわゆる政策保有株式）
当社は、政策保有株式の取得については、将来の当社事業に有用な機会をもたらすか否かを中心に検討を実施し、事業戦略上のポジティブなシナジー効果及び保有の経済的合理性が見込まれる場合は、政策保有株式を保有することがあります。なお、短期的な配当やキャピタルゲイン収入のみを目的とした株式保有は行いません。また、政策保有株式に係る議決権行使については、当社経営方針に適合していることを判断基準とし、その保有継続については、取締役会において定期的なモニタリングを実施しております。

（原則１－７．関連当事者間の取引）
役員等の関連当事者との取引については、会社法その他の法令にしたがって、取締役会で慎重に審議し、承認するか否かを決議しております。承認した取引については、当事者から取締役会でその取引内容を報告させることで、十分な監視を行える体制を確立しております。当該決議に当たっては、取締役は善管注意義務と忠実義務に則り、株主共同の利益に反しないよう慎重に判断しております。

（原則３－１．情報開示の充実）
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
「会社の目指すところ」については、当社、第34期（2017年月３期）有価証券報告書＞第一部【企業情報】＞第２【事業の状況】＞３【対処すべき課題】＞（1）「会社の経営の基本方針」をご覧ください。経営戦略と経営計画については、2015年４月に「ワコム戦略経営計画 SBP-2019」（2016年３月期から2019年３月期まで）を発表しましたが、2016年11月に発表した2017年３月期業績予想の修正に鑑み、2019年３月期までの財務目標達成が困難な状況から財務目標の見直しを進めることとしております。なお、ビジネスモデルをモバイル、クラウドへと進化させるといった基本戦略については変更することなく、引き続き事業成長に取り組んでまいります。
「有価証券報告書」のリンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2017-japan/fy34 _ yuukasyouken _ 170626.pdf

(ii) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、グローバルに事業を行う上場企業として法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすこと、経営の透明性と開示内容の信頼性を高めることが、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの利益を守り、かつ長期的・継続的な企業価値の向上を図るための基礎であると考えております。そのため、企業活動の基本方針として定めた「ビジョン、ミッション、大切にする価値観」の実現を支えるコンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスを継続的に強化できる有効な内部統制システムの構築と運営は、全グループ共通の経営上の最も重要な責務であると考えております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
企業価値向上への貢献に対する対価と考えており、当社の事業状況と類似業界における報酬動向等を反映して決定されるべきと考えております。取締役の報酬は、「固定報酬」と業績目標の達成度によって変動する「短期インセンティブ・ボーナス」及びロングターム・インセンティブ・プログラムにより決定される「長期インセンティブ・ボーナス」により構成されています。「固定報酬」は月次に支給され、その金額は年に一度、業績及び経営管理への貢献度を反映して改定されます。また、「短期インセンティブ・ボーナス」は、年一回支給され、その金額は、業績目標の達成度に連動して計算され、取締役会にて決定しております。「長期インセンティブ・ボーナス」は、複数年度の会社の成長度や株価の推移を反映して支給額が決定されるボーナスで、株主の皆様と利益意識を共有するためのプログラムとして、その内容は年に一度見直し、改定しております。
社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、「固定報酬」のみで、月次に支給されます。また、「固定報酬の」金額は、年に一度見直し、改定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
代表取締役、取締役、その他の重要な経営幹部については、任意に設置する社外取締役を委員長とする指名委員会において、候補者の選定基準を定め、選定に関する提言を取締役会に対して行います。なお候補者の選定にあたっては、当社の事業ビジョンや経営戦略に対する理解と共感、リーダーシップと資質、事業推進能力と専門性、上場企業やグローバル企業における職務経験等を総合的に考慮します。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補者の指名を行う際には、個々の候補に関する説明を株主総会の招集通知において行っております。重要な経営幹部については、選任後、当社のホームページに氏名を掲載しております。
「株主総会招集通知」のリンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2017-japan/1705 _ dai34kai _ teijikabunushisokai _ shoshuugotsuchi.pdf

（補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務（1））

取締役会は、会社法等の定めに従い決議を行う一方、取締役会規則、内部統制基本方針などにより、CEO（最高経営責任者）やEVPに業務執行権限を委ね、効率的な経営を行っております。権限の範囲については、ディリゲーションオブオーソリティー（職務権限規程）により明確にして、業務執行の統制を図っております。また、ディリゲーションオブオーソリティーは定期的な見直しを行っております。（内部統制システムについては、本コーポレート・ガバナンス報告書の［参考資料：内部統制システムとリスク管理体制の模式図］をご参照ください。）

（原則４－８．独立社外取締役の有効な活用）
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、証券取引所が定める独立役員の要件を満たす４名を独立社外取締役として選任しております。選任した4名は、政府機関や上場企業での経験や、弁護士や公認会計士としての専門的な知識と経験を有する者で構成されております。選任理由については、本コーポレート・ガバナンス報告書の「II経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に、具体的に記載しています。４名の独立社外取締役は、本制度の趣旨に照らして十分な資質を備えており、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与できるものと考えております。
なお、取締役会議長、監査等委員会委員長、指名委員会委員長は、それぞれ独立社外取締役が務めております。

（原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、いずれの項目にも該当しないと判断される場合に、当社からの独立性がある社外取締役として選任しております。

①就任前10年間において当社又は当社子会社の取締役（社外取締役は除く。）、監査役（社外監査役は除く。）、執行役員又は使用人であった者
②現在又は過去５年間において当社の議決権所有割合10%以上の株主又は当該株主が法人である場合には、当該主要株主又はその親会社若しくはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
③当社が直近事業年度又は過去３事業年度において、当社に対し、当社の年間連結総売上高の２%以上に相当する支払いを行っていた取引先又は当該取引先の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
④当該事業年度又は過去３事業年度において当社から、当該会社の年間連結総売上高の２%以上に相当する支払いを受けていた取引先又は当該取引先の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
⑤過去３年間において当社の会計監査人である監査法人の社員又は従業員であった者
⑥当社から役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント
⑦過去３年間において当社から1,000万円以上の寄付を受けた法人又は組合等の団体に過去３年間において所属していた者
⑧上記①から⑦に該当する者の配偶者、二親等内の親族又は同居の親族

（補充原則４－１１－１　取締役会の実効性確保のための前提条件）
取締役の選任については、国籍や性別を問わず、また社内外の別を問わず、「当社の事業ビジョン、経営方針と価値観を理解推進し、長期的観点から企業価値の増大に貢献できること」を基準に、もっともふさわしい候補を選任することを方針としております。手続面では、この方針に則り、指名委員会の提言を基に取締役会で取締役の候補を選任し、株主総会に諮ります。取締役会の規模については、定款に定める定員の範囲内で十分と捉えており、その時々の事業環境等を勘案して、適切な員数で構成することとしております。

（補充原則４－１１－２　取締役会の実効性確保のための前提条件）
監査等委員である取締役のうち1名を常勤と定め、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振り向ける体制をとっております。また、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、兼任する数は当社の取締役会への出席に支障のない範囲にとどめるべきと考えており、その兼任状況や取締役会への出席回数は毎年株主総会招集通知の事業報告において開示しております。
「株主総会招集通知」のリンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2017-japan/1705_dai34kai_teijikabunushisokai_shoshuugotsuchi.pdf

（補充原則４－１１－３　取締役会の実効性確保のための前提条件）
取締役会への取締役の出席率はほぼ100%であり、各人が積極的に発言・議論しております。また、取締役が十分に議案関連資料を事前検討し、取締役会を実効性のあるものにするよう努めております。なお、2016年に実施した取締役会実効性評価における自己評価およびその概要については、当社のホームページで公表しております。
「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」のリンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2017-japan/evaluation_on_the_effectiveness_of_bod_170626.pdf

（補充原則４－１４－２　取締役トレーニング）
取締役会は有益な研修や講習会があれば参加するよう努めております。また、取締役・監査等委員である取締役が共通で知っておくべき内容については、適宜トレーニングや関連資料の配布等を行っております。さらに、取締役会において、他社情報や経営手法についての情報交換をしております。今後、より実効性を高めるために、トレーニングの年度計画を立てることにしております。

（原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針）
「投資家との建設的な対話に関する方針」は、当社のホームページに掲載しております。
「投資家との建設的な対話に関する方針」リンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2016-japan/Constructive_Dialogue_with_Shareholders_final.pdf

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
サムスン アジア プライベート リミテッド	8,398,400	5.04
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	8,273,700	4.96
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	8,050,500	4.83

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,684,400	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	6,315,200	3.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,456,000	3.27
株式会社ウィルナウ	4,840,000	2.90
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン（インターナショナル）リミテッド １３１８００	4,589,100	2.75
恵藤　洋治	4,425,000	2.65
山田　正彦	3,768,000	2.26

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．上記の大株主の状況は、2017年３月31日時点です。
2．上記のほか、自己株式が4,175,300株あります。
3．インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、2015年１月21日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、2015年１月15日現在で保有株券等の数16,892,400株、株券等保有割合9.99%の報告を受けておりますが、当社として2017年３月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
4．ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者から、2017年２月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年１月31日現在で保有株券等の数11,264,300株、株券等保有割合6.76%の旨が記載されているものの、当社として2017年３月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
5．M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッドから、2017年３月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年２月28日現在で保有株券等の数8,354,600株、株券等保有割合5.02%の旨が記載されているものの、当社として2017年３月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	３ 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤島　安之	他の会社の出身者											
豊田　亘	他の会社の出身者											
水野　晴夫	他の会社の出身者											
嘉村　孝	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

藤島　安之		○	―――	過去長年に亘り大手商社において役員を経験し、当社においても社外取締役として経営に関する助言、指導をいただいております。現在は、企業の代表取締役及び上場企業の社外取締役を務め、経営に関する豊富な経験及び知識を有しております。これまでの幅広い知識及び経験を当社の経営に活かし、当社の業務執行取締役に対して助言や指導をいただけるものと期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。
豊田　亘	○	○	―――	1976年国税庁に入庁し、その後企業の経理部門・財務部門の責任者、経営者、監査役を経験しております。これまでの経験並びに経営及び監査に関する豊富な知識を活かし、監査等委員である社外取締役の業務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに常勤の監査等委員である社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。
水野　晴夫	○	○	―――	2004年から当社常勤監査役、2015年の監査等委員会設置会社へ移行後は、常勤の監査等委員を務めました。これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの実務並びに当社監査役及び当社監査等委員である取締役としての豊富な経験や知識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。
嘉村　孝	○	○	―――	弁護士としての法律の知識及び豊富な経験を有し、当社では2002年から監査役、2015年の監査等委員会設置会社へ移行後は、監査等委員を務め、2017年４月に当社が設置した指名委員会では委員長を務めております。これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの弁護士並びに当社監査役及び当社監査等委員である取締役としての豊富な経験や知識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等の実務上の補助はインターナル オーディットが行い、その他の補助はコーポレート アドミニストレーションが行うため、特定の使用人は選任しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人、インターナル オーディット及びコーポレート アドミニストレーションと情報交換を行うなど連携し、被監査部門とのインタビューや意見交換会を行い、代表取締役への監査報告会にも出席する。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

補足説明

指名委員会の役割は、代表取締役、取締役、その他の重要な経営幹部について、候補者の選定基準を定め、選定に関する提言を取締役会に対して行うこととなっております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業務執行取締役に対しては、年度売上及び利益目標の達成度と連動した「業績連動報酬」である賞与制度を導入しております。それ以外の取締役に対しては、年度の全社事業業績及び本人の貢献度を勘案し、賞与を決定しております。ストックオプション制度は、当社事業成長への長期的貢献を期待し、導入しております。

2017年５月末時点で当社取締役が保有しているストックオプションの未行使残高となる株式数は、124,000株で、2017年５月末時点の発行済株式数166,546,400株から自己株式4,175,300株を除いた株式数162,371,100株の0.07%に該当いたします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社への経営参画意識を高め、引いては企業価値･株主共同の利益を向上させるために新株予約権を無償で発行しております。2017年５月末時点のストックオプションの未行使残高となる株式数は1,117,000株で、2017年５月末時点の発行済株式数166,546,400株から自己株式4,175,300株を除いた株式数162,371,100株の0.68%に該当いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2017年3月期における有価証券報告書と事業報告において、監査等委員である取締役を除く取締役と監査等委員である取締役及び監査役への報酬総額を分けて記載しております。
取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)4人、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)1人、社外取締役(監査等委員)3人に対する報酬総額は、それぞれ131,206千円(内訳:基本報酬126,555千円、賞与2,729千円)、12,163千円(内訳:基本報酬12,163千円)、30,351千円(内訳:基本報酬30,351千円)となっております。
なお、取締役、監査役に対する「退職慰労金」制度は、2010年4月30日開催の取締役会にて廃止を決定し、同6月24日開催の第27回定時株主総会において制度廃止に伴う打切り支給の決議をいただき廃止しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績目標の達成度によって変動する「業績連動報酬」及び「ストックオプション」により構成されております。「基本報酬」は月次に支給され、その金額は年に一度、業績及び経営管理への貢献度を反映して改定されます。また、取締役の「業績連動報酬」としては、連結業績の年度目標の達成度に連動する「賞与」が年一回支給されます。「ストックオプション」制度は、退職慰労金制度に代えて、会社の業績を反映し株主の皆様との利益意識を共有する長期インセンティブ報酬として導入しております。
監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績目標の達成度によって変動する「業績連動報酬」により構成されます。「業績連動報酬」は連結業績の年度業績目標の達成度に連動します。その支給は「基本報酬」に関しては月次に、業績連動報酬に関しては「賞与」として年一回支給されます。また、「基本報酬」の金額は年に一度見直し、改定を行っております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対するサポート体制として、情報伝達を円滑にするため、当社よりPCを貸与の上、当社ネットワークにアクセスできる環境を整え、取締役会、エグゼクティブ コミッティでの議案や審議内容などを事前確認できるようにしております。また、必要に応じて事前に説明を行うことにしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会設置会社(2015年6月より)として、原則として月1回開催される取締役会により経営全般における迅速かつ適正な意思決定を行っております。
当社の取締役は、監査等委員3名を含む取締役10名により経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗について検討し、経営の管理・監督を行います。また、当社代表取締役であるグループCEO及びエグゼクティブ・バイスプレジデント(以下、EVP)を置き、業務執行の迅速化による事業環境の変化に対する対応力強化を図っております。グループCEOとEVPが出席して定期的に開催されるエグゼクティブコミッティにおいて、事業計画の進捗と業務執行に関する個別課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行っております。各関係会社の責任者は、各関係会社において内部統制の確立と運用を図り、業務及び業務決裁の適正を確保しております。
各監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席することにより取締役の業務執行を監視します。また、監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定し、グループCEOと協議します。
透明性の高い公正な経営を実現するため、監査等委員である取締役を除く取締役の任期は1年に定め、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確にしております。
また、2017年4月から、社外取締役を委員長とする指名委員会を設置し、代表取締役、取締役、その他の重要な経営幹部において候補者の選定基準を定め、選定に関する提言を取締役会に対して行います。
なお、当社は国籍や男女の性差等の区別なく役員への選考と登用を行う方針ですが、現在の取締役およびEVPは男性で構成されております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2015年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員は、これまでの監査役と同様監査の権限を有するとともに、取締役会において取締役として決議に参加することになります。当社は、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化が図れるものと判断し、移行を決定しました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の日時、場所、報告事項及び決議事項が早期にわかり、議決権行使にあたっての判断が余裕をもって行われるよう、基本的に総会開催日の3週間以上前に招集通知の発送を行っています。2017年6月23日（金曜日）に開催した第34回定時株主総会につい ては、同年6月1日（木曜日）に株主総会招集通知の発送を行いました。 また、招集通知の発送よりも前に、東京証券取引所及び当社のホームページにおいて招集通知及びその英語版（抄訳）を開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に参加できるように利便性等を配慮して株主総会を開催するように努め、設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の意思を経営に反映できるよう、インターネット等による議決権行使の採用により行使を容易にすることで、行使比率の向上を図っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年3月期の第26回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しており、管理信託銀行等の名義株主（常任代理人を含む）の利用が可能となっております。
招集通知（要約）の英文での提供	2017年3月期の第34回定時株主総会より、東京証券取引所及び当社のホームページにおいて招集通知の英語版（抄訳）を開示しております。
その他	2010年3月期の第27回定時株主総会より、会場をあいおい損保新宿ビル（東京都渋谷区代々木）から、大手町サンケイプラザ ホール（東京都千代田区大手町）、2012年3月期の第29回定時株主総会より、ベルサール新宿グランド（東京都新宿区西新宿）に変更することで、より多くの株主がご参加できるように環境を整えております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ホームページ 内の株主及び投資家向けサイト「IR情報」および「Investor Relations」において、それぞれ和英文ともに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を2017年3月期では計13回行いました。主な内容としては、証券会社の支店や主催イベントでは、2016年9月（名古屋）、10月（京都）（札幌）、2017年2月（福岡）（さいたま）、3月（東京）に参加しました。さらにIR支援会社の主催イベントでは、2016年11月（東京）、12月（大阪）（東京）に参加しました。また、東京証券取引所主催の東証IRフェスタ2017に出展し、複数回の会社説明会を開催しました。その他にも、個人投資家としての当社社員向けに2016年6月、2017年11月に決算説明会を実施しました。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト･機関投資家向けに通期決算説明会と第2四半期決算説明会を定期的に行っており、両説明会とも決算開示日当日に実施しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	東京で開催される海外機関投資家向けのカンファレンスを活用しています。2017年3月期では、2017年2月開催のCLSAジャパンフォーラム、3月開催の大和インベストカンファレンスに参加しました。 また、海外で開催されるカンファレンスも利用し、2016年6月に大和インベストカンファレンス（ロンドン） にも参加しました。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料（和英）、決算資料（和英）、ビジネスレポート、英文アニュアルレポート、ファイナンシャルデータ（和英）、財務指標（和英）などを掲載する他、国内アナリスト･機関投資家向け決算説明会などの動画配信および質疑応答（要旨）も説明会当日には当社IR情報サイトより公開しております。さらに、IRメールマガジン（和英）の配信サービス（月刊･臨時）を2013年7月から（英文は同年8月から）提供を始め継続しています。	

IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員は代表取締役社長およびCFO、IR担当部署はインベスター・リレーションズ、IR事務連絡責任者はインベスター・リレーションズのバイスプレジデントが担当しています。
その他	海外IR活動の一環として、代表取締役社長及びCFO、インベスター・リレーションズが現地を訪問して海外機関投資家との個別ミーティングを持つようにしております。2017年3月期では、ノンディール・ロードショーとして、2016年11月に英国の株主および機関投資家を個別訪問しました。 その他、当社IR活動に対して、東京証券取引所より2006年度「第1回ディスクロージャー新人賞」、2010年度「第16回 ディスクロージャー表彰」を受賞し、日本IR協議会より2012年度「IR優良企業奨励賞」を受賞しております。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ISO14001（環境マネジメントシステム）認証を取得しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、下記に掲げる内部統制基本方針に基づき、内部統制システムを整備しております。
内部統制基本方針
当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
(1)企業活動の基本方針として、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を定め、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業活動の前提とし、企業文化の基礎とすることを徹底する。また、代表取締役社長であるグループCEOを中心として当社グループ全体の活動をもってその定着と推進に取り組む。

(2)当社機関として、取締役会と監査等委員会を設置する。取締役会は、取締役会規則により運営され、法令・定款に適合した内部統制の構築と推進、経営方針及び事業計画の策定と実施に責任を持つ。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき運営され、取締役の意思決定及び業務執行を監視する。

(3)取締役会は、取締役及び使用人が法令等及び健全な社会規範の下に職務を遂行するための基礎としてWacom Code of Ethics and Conduct（ワコム倫理・行動規範）を定め、その遵守・徹底を図る。特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。

(4)取締役会は、代表取締役社長を選任し、代表取締役社長は、グループ会社全体の業務執行を統括するグループCEOを兼務する。グループCEOは、取締役会の方針のもと、グループ会社の経営戦略の立案と経営計画の立案・実施、内部統制の推進・強化に責任を持つ。

(5)グループ経営及び業務執行の責任の明確化及び効率化を図るためにエグゼクティブ・バイスプレジデント（以下、EVP）を置く。各EVPはグループCEOを補佐して経営戦略の立案と実施に貢献する。また、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を推進し、担当部門においての業務執行に責任を持つとともに、内部統制の推進及び強化に対し責任を持つ。

(6)当社グループの内部統制を総合的に推進し、実効性あるものとするために、コーポレートアドミニストレーションは、会社法及び金融商品取引法等関係法令に従い業務執行に関る内部統制全般の整備と体制の維持を行う。

(7)グループCEOの直轄部署として、内部監査及び内部統制の評価を担当するインターナル オーディットを設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行を監査する。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うと共に、グループCEOに対し報告を行う。

(8)関係会社の内部統制の推進と強化は、各関係会社の代表者がこれを行う。

(9)グループCEOのもとにエグゼクティブ コミッティを設置する。エグゼクティブ コミッティは、事業戦略及びその進捗に関する会議を定期的に開催し、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を検討し、必要な対応を行う。また、当社グループの「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」及びブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定する。

(10)グループCEOを委員長とするポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティを設置し、規則・規程等の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、その他の内部統制に関する重要な課題の把握・審議を行い、その結果に応じ対応策の実施、又は必要な通知、指導を取締役及び使用人に対して行う。

(11)当社及びグループ会社の取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に通報及び相談を行うことができる窓口として、社外第三者機関によるWacom Speak-up Lineを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。通報は、原則として匿名を可能とし、通報者がそのことによる不利益を受けないことを確保する。

(12)グループCEOを委員長とするヒューマン リソース コミッティを設置する。使用人の法令・定款・規則・規程等の違反行為について必要な調査を行い、就業規則、その他の規程に基づき適切な処分を行い、その再発防止を図る。

(13)取締役の法令違反等については、グループCEOが取締役会及び監査等委員会に速やかに報告し、取締役会の指示決定に従うものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第1項第1号）
(1)文書管理に関する規則（以下、「文書管理規程」という）を定め、次の各項に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連文書と共に保存するものとする。
1．株主総会議事録
2．取締役会議事録
3．エグゼクティブ コミッティ議事録
4．ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ議事録
5．コンプライアンス アンド リスク コミッティ議事録
6．ヒューマン リソース コミッティ議事録
7．内部監査報告書
8．その他、法令・文書管理規程に定める文書

(2)上記文書の保管期間と保管部署に関しては、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程で各文書の種類ごとに定めるところによるものとする。

(3)上記文書の保管場所及び保管方法は文書管理規程に定めるところによるものとし、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第2号）
(1)ディリゲーション オブ オーソリティー（DOA）、その他の規程により業務決裁に関するプロセス・権限の明確化を行い、相互牽制によるリスク削減に努める。

(2)インターナル オーディットは、インターナル オーディット ポリシーに定めるところにより当社グループの業務活動が法令・定款・規則・規程等に準拠し、実行されているかについて監査を行う。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、グループCEOに対し報告を行う。

(3) ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティは、定期的に規則・規程等の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、その他の内部統制に関する問題の把握・検討を行い、その結果に応じ対応・改善策を立案し実施する。また、取締役及び使用人に対し必要な通知又は指導を行う。

(4)コンプライアンス アンド リスク コミッティは、グローバルなリスク分析、災害への対応計画の策定、緊急連絡網の整備やその他のリスク管理に関わる対応を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第3号）
(1)当社グループは、取締役の業務執行権限をEVPに委譲する。これにより、取締役は経営の迅速化・監督機能の強化等経営機能に専念し事業の構造改革を迅速かつ効率的に進める。

(2)取締役会は、原則として月1回開催し、経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗に関しての検討を行う。また、中期経営計画を決定し、毎期の事業計画と予算を承認し、月次及び四半期ごとに業績及び進捗を管理する。

(3)エグゼクティブ コミッティは、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行う。また、当社グループの「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」及びブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定し、その実現を主導する。

5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号、金融商品取引法第24条の4の4）
(1)グループCEO、EVP及び各関係会社の責任者は「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を全社に推進し、法令と「ワコム倫理・行動規範」の遵守及び社会への貢献を企業経営の前提として徹底する。

(2)グループCEO及びEVPは、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。

(3)各関係会社の責任者は、内部統制の推進と強化を図り、業務の適正を確保する。

(4)グループCEOは、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、同報告に係る内部統制システムの構築を行い、その整備・運用を評価する。

(5)監査等委員は、法令及び定款に基づき関係会社の監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の勧告・指導、実施の支援・助言を行う。

(6)インターナル オーディットは、グループCEOの指示により、関係会社の内部監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
（会社法施行規則第110条の4第1項第1号）
インターナル オーディットは、監査等委員会との連携により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会並びにグループCEOへ報告する。

7．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項
（会社法施行規則第110条の4第1項第2号）
監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務を取締役、インターナル オーディット責任者等の指揮命令に優先するものとする。また、グループCEO及びEVPは監査業務の円滑な実施のために必要な業務上の調整と支援を行わなければならない。

8．取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
（会社法施行規則第110条の4第1項第4号）
取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある事項、内部監査やポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティで検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項などを速やかに報告するものとする。

9．監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則110条の4第1項第6号）
監査等委員からその職務の執行に関する費用の前払い又は支出した費用の償還の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第110条の4 第1項 第7号）
監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議する。また、インターナル オーディットと重点監査内容の調整などを行い、監査効率の向上を図る。さらに、監査等委員会は、グループCEO及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
コンプライアンス リスク コミッティを定期に開催し、現状や問題点の把握と解決に向けた取組みを実施している。

2. 外部専門機関との連携状況
リスク管理を専門とするコンサルティング会社や顧問等弁護士と契約を結んでおり、警察等とも定期ミーティングを開催している。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集･管理状況
前項に掲げた機関や、株主名簿管理人（信託銀行）等と情報交換を行っている。また、関連セミナーへの参加等により随時情報を収集している。
収集した情報の内、重要なものについてはコンプライアンス リスク コミッティ等で共有している。

4. 対応マニュアルの整備状況
コンプライアンスガイドを社内設置し、反社会的勢力、団体との関係を持つ行為を禁じている。

5. 研修活動の実施状況
中途入社を含む入社の際には必ずコーポレート アドミニストレーションのリスク マネージメントによるコンプライアンス教育を実施している。また、
社内に内在するコンプライアンス問題を全社員に注意喚起している。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

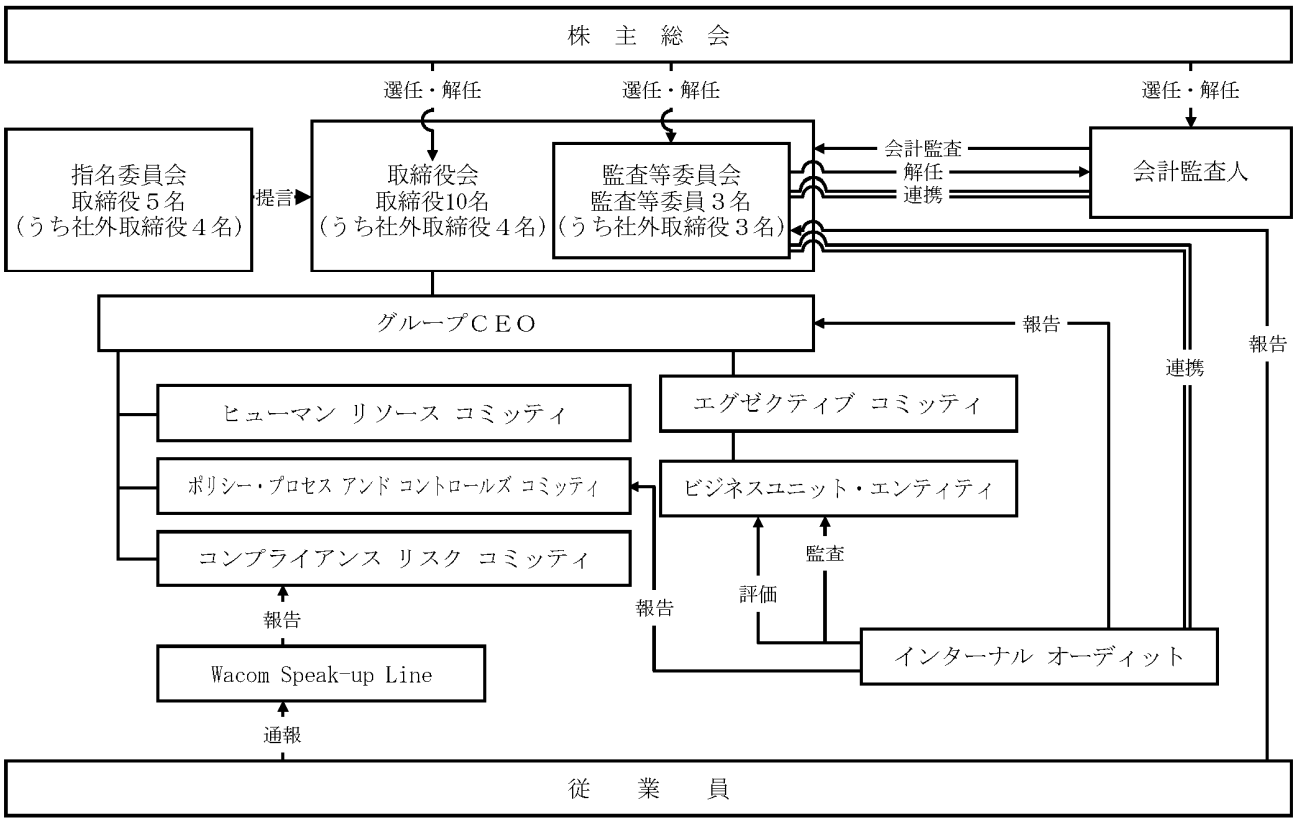
2007年6月21日に開催された第24回定時株主総会におきまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保･向上させるために、定款変更を行った上で、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を、株主の皆様のご承認を得て導入いたしました。
そして、その有効期間満了に伴い、2010年6月24日に開催された第27回定時株主総会におきましては、株主意思確認総会の開催に関わる項目を付け加えるなど本プランの内容を一部改訂のうえ、株主の皆様のご承認を得て更新しており、また、その有効期間満了に伴い、2013年6月27日に開催された第30回定時株主総会におきましては、独立委員会が当社取締役会に対する情報提供を要求する場合の回答期限および独立委員会検討期間につき上限を明確化するなど本プランの内容を一部改訂のうえ、株主の皆様のご承認を得て更新しております。
さらに、その有効期間満了に伴い、2016年6月22日に開催された第33回定時株主総会におきましては、2015年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことなどにより一部文言等を修正のうえ、株主の皆様のご承認を得て更新しております。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

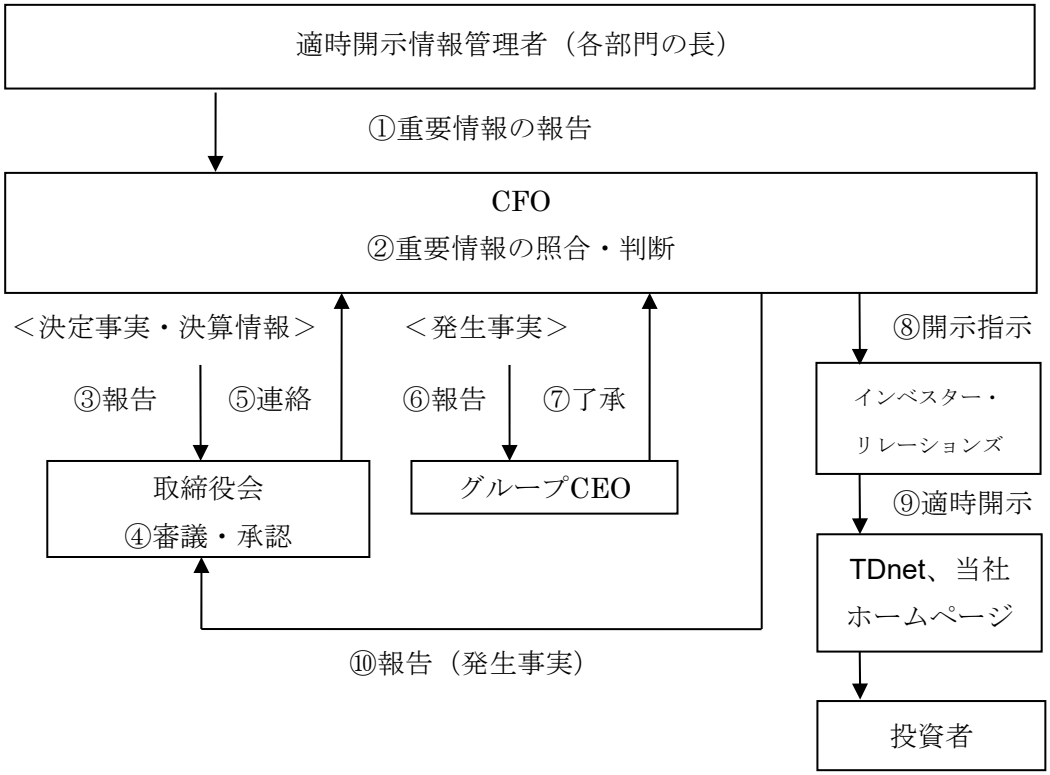
(適時開示方針)
当社は適時開示については、東京証券取引所の定める適時開示規則(以下「東証適時開示規則」と言う)、金融商品取引法その他関連諸法令を遵守し、適時開示が必要となる情報の収集、判断、適時かつ公平な開示に努めることを適時開示方針としております。
(情報の収集)
適時開示情報を網羅的に収集するため、当社の適時開示規程に定める適時開示情報管理者(各部門の長)が、同規程細則に定める重要情報をCFOに速やかに報告します。
(情報の判断と報告)
CFOは、適時開示情報管理者から報告された重要情報が東証適時開示規則に該当するかどうか照合･判断し、該当する場合は、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料を作成します。
CFOは、上記重要情報が東証適時開示規則に定める決定事実や決算情報に該当する場合、作成した開示資料を添えて取締役会に審議･承認を求めます。また、上記重要情報が東証適時開示規則に定める発生事実の場合、当該情報をグループCEOに速やかに報告します。
(開示の時期)
適時開示情報は、決定事実と決算情報については取締役会の審議･承認後速やかに、また発生事実についてはCEOへ報告後速やかに開示します。
(開示の担当)
適時開示情報の開示は、CFOの指示を受けインベスター･リレーションズが行います。
(教育、研修等)
CFOは、適時開示情報管理者へ適時開示規則及び同規則細則や関連諸法令の教育的措置を講じ、周知徹底を図ります。
(監査)
インターナルオーディットは、適時開示体制が適正に機能していることを適宜監査します。

【参考資料：内部統制システムとリスク管理体制の模式図】



（注）提出日現在で記載しております。

【参考資料：適時開示体制及び業務フロー図】



- CFO による適時開示情報管理者の教育、研修
- インターナル オーディットによる適時開示体制の監査

以　上